出雲市陸上競技協会規約

第１章　　総　　則

第１条　本会は出雲市陸上競技協会(以下協会と称する)と称し、事務局を会長が指定する所に置く。

第２条　本協会は出雲市スポーツ協会陸上競技部をもって組織し、本協会の役員は日本陸上競技連盟に登録・登記したもので構成する。但し、顧問・参与はこの限りでない。

第３条　本協会は出雲市における陸上競技を統括し、かつこれを代表する団体であって陸上競技を健全に普及発展させ、それによって出雲市の体育文化の進展に寄与することを目的とする。

第４条　本協会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

１　一般財団法人島根陸上競技協会・出雲市スポーツ協会に出雲市の陸上競技を代表して加盟し、その組織体となる。

２　出雲市スポーツ協会主催の陸上競技大会を主管するとともに各種競技会・講習会　を開催する。

３　公認審判員の養成及び記録の申請・競技力の向上等陸上競技に関する諸計画を実施し、その技術指導をする。

４　その他、目的達成に必要な事業を行う。

第２章　　会員・役員

第５条　本協会の会員は、出雲市内在住・在勤の者の他に、その周辺地域の者でもそこに協会組織のない場合は、本人の意思により会員と認める。但し、出雲市内在住・在勤でない者については、出雲市スポーツ協会の会員とはみなされない。

第６条　本協会に次の役員を置く。

１　会長１名　　２　副会長若干名　　３　理事長１名　　４　副理事長若干名
５　常務理事若干名　　６　理事２５名程度　　７　監事２名

第７条　会長・副会長は理事会の推薦により総会の承認を得て決定する。会長は本協会の代表として会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときにはこれを代行する。

第８条　理事は、総会の決議によって決定し、本協会の一般業務を掌理する。理事は互選により理事長・副理事長を選出する。理事長は理事会を運営し、一般業務の遂行にあたる。副理事長は理事長を補佐する。

第９条　監事は、総会の決議により委嘱し、本協会の業務及び会計を監査する。

第10条　会長は必要に応じて理事会に諮り顧問・参与をおくことができる。

顧　問：出雲市陸上競技協会の会長の任にあった者または陸上競技に造詣が深い会員外の者であって、協会事業遂行上、高い視点からの助言をなし得る者

参　与：出雲市陸上競技協会の副会長・理事長・事務局長の任にあって、中心的役割を果たしてきた者であり、協会の実務に明るく、協会運営について豊富な知識と経験に基づき、適切な助言をなし得る者

第11条　常務理事は各専門委員長及び会長が推薦した理事がこの任にあたり、理事長の命を受けて業務を分担し処理する。

第12条　役員の任期は２年とする。但し再任を妨げない。

第13条　本協会の役員が任期途中で死亡もしくは転勤等でその任務を遂行することができなくなった場合は、臨時総会を開きその補欠役員を選出し、承認を得た後、前任

者の残任期間の任務を遂行する。

第14条　本協会規約第４条１及び一般財団法人島根陸上競技協会定款第４章第１０条評議員及び第６章第２４条（１）理事により、それぞれの任務を遂行する。評議員及び理事は、理事会の承認を得て決定する。なお、理事の１名は、本協会の会長がこの任に当たる。

第３章　会　議

第15条　本協会の会議は総会及び常務理事会並びに理事会とする。

第16条　本協会の総会は年度当初に会長が招集し開催する。但し必要に応じて臨時総会を開催することができる。また、理事会が必要と認めたとき及び会員の３分の１以上の者から要求されたときは臨時総会を開かなければならない。議長はその都度出席者の中から選ぶ。欠席会員の議決権は出席会員にすべてを委任したものとする。

第17条　総会に付記すべき事項は、次のとおりとする。

１　予算・決算の承認　　２　事業計画及び報告

３　役員選出　　４　規約の改正　　５　その他重要事項

第18条　常務理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常務理事で構成し、必要に応じて会長が招集する。また、簡単な事項や急を要する事項及び会長が必要と認めた時には、常務理事の意見を聞き執行する事ができる。

第19条　理事会は、必要に応じて理事長が招集する。総会に付議すべき事項であって緊急決定を要するものは、理事会において処理し総会に報告することができる。

第４章　経　理

第20条　本協会の経費は次のものを支弁する。

１　補助費　　２　委託金　　３　会費及び登録料・登記料

４　事業収入　　５　寄付金　　６　その他の収入

第21条　本協会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第５章　附　則

第22条　本協会は、一般財団法人島根陸上競技協会の加盟団体としての任務以外は、あくまで出雲市スポーツ協会の組織の中においての陸上競技部としての立場であることを確認する。また、会員は持分権を有しない。

第23条　本協会は、第３条・第４条を遂行するために専門委員会を組織する。専門委員会の任務、その他については別に専門委員会規定を設ける。

第24条　本協会規約は、総会出席者の３分の２以上の賛成があれば、改正することができる。

第25条　本協会に会員は、毎年４月末日までに一般財団法人島根陸上競技協会の登録料を競技運営委員会に納入すること。

第26条　本規約は、平成３１年４月７日から効力を生ずる。

制定　平成１７年４月１日　改定　平成２９年４月１日
改定　平成３１年４月７日　改定　令和　５年４月１日